

原議保存期間	10年(令和17年3月31日まで)
有効期間	一種(令和12年3月31日まで)

警 視 庁 交 通 部 長 殿
各 道 府 県 警 察 本 部 長
(参考送付先)
警察大学校交通教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

警 察 庁 丁 規 発 第 5 0 号
令 和 7 年 3 月 2 8 日
警 察 庁 交 通 局 交 通 規 制 課 長

郵送による自動車保管場所届出の受理及び保管場所証明書の交付について（通達）
自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）の規定に係る自動車保管場所の届出（以下「保管場所届出」という。）及び法第4条第1項の規定に係る保管場所を確保していることを証する書面（「以下「保管場所証明書」という。」）の交付については、「郵送による自動車保管場所届出の受理について」（平成8年2月29日付け警察庁丁都交発第20号）及び「保管場所証明書及び保管場所標章の郵送による交付について」（平成13年3月19日付け警察庁丁規発第21号）（以下まとめて「旧通達」という。）により、郵便による送付（以下「郵送」という。）による届出受理又は交付の手続（以下「郵送の手続」という。）を定めているところであるが、自動車の保管場所の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第35号）が令和7年4月1日から施行され、保管場所標章が同日に廃止されることに伴い、下記のとおり郵送の手続を改正し、同日から運用することとするので、事務処理上、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は令和7年4月1日をもって廃止する。

記

第1 郵送による保管場所届出の受理について

1 郵送による保管場所届出

郵送による保管場所届出とは、保管場所届出を行おうとする者（以下「届出者」という。）が、郵便により自動車保管場所届出書（以下「届出書」という。）を提出して行うことをいう。

2 実施要領

- (1) 届出者は、届出書及び必要な添付書面（以下「届出書等」という。）並びに届出者の住所、氏名を記入した返信用葉書（以下「通知書」という。）を封書に同封した上、保管場所を管轄する警察署長に郵送により提出して行うことができる。
- (2) 警察署長は、届出書等を点検し、内容に誤り又は不備がなければこれを受理する。
- (3) 警察署長は、届出を受理した場合には、通知書にその旨を記載して、届出者に返送する。

また、内容に誤り又は不備（軽微なものを除く。以下同じ。）があった場合には、通知書により届出者に連絡し、来署しての訂正又は適正な届出書等の再郵送を求める。

3 留意事項

- (1) 届出の受理に当たっては、簿冊等により取扱いの明確を期すること。

- (2) 届出者が警察署の管轄を誤って郵送してきたときは、当該届出に係る保管場所を管轄する警察署に逋送便等により転送することとし、そのてん末を簿冊等に記載して取扱いの明確を期すること。
- (3) 通知書が同封されていない場合において、当該届出の内容に誤り又は不備があり、受理できないときは、電話等により届出者に通知すること。

第2 郵送による保管場所証明書の交付について

1 郵送による保管場所証明書の交付

郵送による保管場所証明書（以下「証明書」という。）の交付については、代行受領者（都道府県警察が証明書の受領の代行及び申請者等（申請者又は申請書等の提出の代行を行う者をいう。以下同じ。）宛ての郵送をあらかじめ容認する対象として協定等を締結した者をいう。以下同じ。）が申請者等と契約を結んだ場合には、当該代行受領者が証明書の受領の代行及び申請者等宛ての郵送を行うことをあらかじめ容認する方法によることとする。

2 代行受領者の要件

- (1) 当該業務を行うのに適切な組織及び能力を有すること。
- (2) 保管場所証明書の紛失・第三者による入手といった事態を生じさせない信頼性があること。
- (3) 適正さの確保の見地から都道府県警察が行う指導に従う者であること。

3 協定等により明確にすべき事項

(1) 代行受理者側

ア 受領した証明書を申請者等に責任をもって届けること。（適当な方法をもって郵送すること。）

イ 代行受領した証明書につき、簿冊等を作成し、取扱いの上での経緯を明らかにすること（申請者等と契約を締結したが、代行受領等しなかった場合を含む。）。

ウ 特異な事案事故については、その都度速やかに報告すること。

エ 適正な実施を図るために行われる指導に従うこと。

オ 申請者等からの引き受け条件について明確にし、正当な理由のない限り拒絶をしないこと。

(2) 警察側

代行契約の有無等の必要な確認を行ったうえで、支障のある場合を除き、証明書を交付すること。

4 留意事項

- (1) 代行契約の確認については、あらかじめ容認した代行受領者の場合には、様式化した郵送申込書等に基づいて行うことは差し支えない。
- (2) 都道府県警察が代行受領者に証明書を交付しない場合（2(2)の支障のある場合）の内容については、代行受領者に対し事前に明らかにしておくこと。

また、警察が代行受領者に証明書を交付しない場合があること及びその具体的内容について、申請者等に対しあらかじめ明示するよう、代行受領者を指導すること。

- (3) 代行受領者が郵送利用による業務を開始する場合は、代行受領者に対し、郵便局

側と証明書の授受方法、受取人不在及び不明の場合の措置、不配達による苦情の処理等事務取扱いの細部にわたり打合せを行うよう指導すること。